

代議員選挙の実施について

一般社団法人建築設備技術者協会
代議員選挙管理委員会

一般社団法人建築設備技術者協会定款第6条、(一社)建築設備技術者協会定款細則第9条及び代議員選挙規程（会誌「建築設備士」8月号に掲載）にもとづき、代議員選挙を行います。任期は平成27年1月1日から平成28年12月31日までです。正会員各位におかれましては、下記事項をお含みのうえ、ご投票下さい。

1. 代議員候補者一覧

- (1) 選挙規程第6条第4項により、候補者を次頁以下に記載する「代議員候補者一覧」により通知します。
(2) 投票は、本誌に綴じ込まれている投票用紙を使用して投票して下さい。（※正会員以外の方は、投票用紙は綴じ込まれておりません。）

2. 代議員定数

投票は、支部別に行い、各支部の代議員定数は以下のとおりです。

支部別の立候補者数、代議員数及び連記投票数

（単位：人）

名 称	対象区域（都道府県）	立候補者数	代議員数	連記投票数
北海道支部	北海道	6	4	2
東北支部	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	8	6	2
関東支部	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	54	49	10
北信越支部	長野、新潟、富山、石川、福井	7	5	2
中部支部	岐阜、静岡、愛知、三重	14	11	3
近畿支部	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	19	16	5
中国・四国支部	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	8	6	2
九州支部	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	10	8	2
計		126	105	—

注) 連記投票数とは、投票用紙の投票欄に記入することのできる○印の数です。

3. 投票用紙の送付方法

- (1) 投票は、本誌に綴じ込まれている投票用紙（はがき）を使用して投函して下さい。
(2) 郵送以外の方法（宅配便など）は、無効となります。また、消印が平成26年11月29日以降になっているものも無効となります。

4. 投票用紙（はがき）の記入の方法

- (1) 投票は無記名で行って下さい。
(2) 投票用紙の記入方法
① 選出しようとする候補者の氏名の左の投票欄に連記投票数（上記の代議員数を記載した表の最右欄に記載されている数）以内の数の○印を記入して下さい。
○印以外を投票欄に記入しますと無効となりますので記入しないで下さい。
② ○印の記入は、必ずボールペンまたは万年筆など容易に消えない筆記具を用いて下さい。
鉛筆など容易に消える筆記具を使用した場合は無効となります。
(3) 連記投票数を超える数の○印を記入した場合は、投票のすべてが無効となります。連記投票数は支部により異なります。
ご自身の所属されている支部は、通信先（「建築設備士」が送付されている都道府県）ですのでご確認下さい。
(4) 投票の有効性については、選挙規程第7条第1項により、選挙管理委員会がその有効性を決定します。

5. 投票締切日

平成26年11月28日（金） 《当日消印有効》